

湖西市農業委員会議事録 (3 月)

招 集 年 月 日	令和 5 年 3 月 15 日（水）									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	3 月 15 日（水） 午後 2 時 00 分					議長	内山 吉朗		
	閉 会	3 月 15 日（水） 午後 2 時 30 分					議長	内山 吉朗		
出席並びに 欠 席 委 員 出席 12 名 （欠席 2 名） 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○				
	2	内山 吉朗	○	10	山本 晴夫	○				
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	▲				
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○				
	5	疋田 晃久	▲	13	太田 達男	○				
	6	河邊 勝彦	○	14	外山 雅子	○				
	7	石田 浩章	○							
	8	高須 俊夫	○							
会 議 録 署 名 委 員	6 番		河邊 勝彦			8 番		高須 俊夫		
職務のため出席 した者の職氏名	局 長 副主任		工藤 崇裕 朝倉 麻貴			次 長		吉田 善行		
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 8 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 9 号 農地法第 5 条届出受理について 報告第 10 号 農地の耕作目的変更届書受理について 報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 5 その他 6 閉 会									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和 5 年 3 月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号 5 番足田晃久委員、11 番石田学より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数 14 人のところ 12 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

こんにちは。お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 3 月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。

議長(会長)

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 6 番の河邊勝彦委員と 8 番の高須俊夫委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

説明の前に議案書の修正があります。資料 2 ページをご覧ください。申請番号 1 番につきまして、申請者より取り下げ願いが提出されましたので、今回の審議から取り下げをさせていただきます。よって、農地法第 3 条の規定による許可申請につ

きまして、申請件数は4件です。

申請番号7番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号7番及び図面のNo.2です。申請地は、[REDACTED] から [REDACTED] に位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [REDACTED] にお住まいの方で、9734 m²の農地を年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後は、いちじくを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。外山委員、説明をお願いします。

外山委員

3月6日に松井推進委員と現地を見に行ってきました。この土地は [REDACTED] さんのお父さんが亡くなって相続でもらった土地なんですけども、本人は [REDACTED] に住んでいて、ほとんどこちらには来ないで、農業の方にはノータッチの状態で、家には高齢のお母さん1人で住んでいて、草刈も知人に頼んでいる状態だったので、作ってくれる人が現れて肩の荷が下りたと言っていましたので、問題ないかと思います。

事務局

申請番号8番につきまして、経営面積の訂正がございましたので、差し替え用の別紙をご覧ください。資料は番号8番及び図面のNo.3です。申請地は、 [REDACTED] から [REDACTED] に位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [REDACTED] にお住まいの方で、40,495 m²の農地を年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後は、玉ねぎ、さつま芋を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。高須委員、説明をお願いします。

高須委員

3月11日に深田推進委員と現地を確認してきました。地図のNo.8のところですけども、下の方は崖になっていまして、右と左上は畑、右がキャベツを作っている畑で、左側は道路で、一つ離れて畑ですけども、周りがずっと畑になっています。現在調査したところは耕作していなくて雑草とちょっとした雑木が生えてますけども、それを切れば耕作はできるということなので、この後サツマイモとか野菜を作るということなので、周りがずっと畑ですし、ちょうど用水のホース口もちゃんと

ありまして、作業はしやすいと思います。問題ないと思います。

事務局

申請番号 9、10 番について一括して説明します。資料は議案書の 3 ページ、番号 9、10 番及び図面の No.4 です。9 番の賃借人は[]に本社のある法人で下部農地の耕作を行う者です。10 番の区分地上権者は[]に在住の方で太陽光発電設備を設置する者です。今回、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、下部農地の耕作権及びパネル部分の区分地上権を設定するため、3 条申請に及んだものです。申請地は、[]から[]に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、賃借権については農地法第 3 条第 3 項の各号全てを満たし、かつ全部効率利用要件、下限面積要件、周辺地域との調和要件を満たしていること、また区分地上権については農地法第 3 条第 2 項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5 条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます

以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 9 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 4 件です。

申請番号 7 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 7 番、図面は No.5 です。この度、自己専用住宅を建設するための申請に及んだものです。申請地は[]から[]のところに位置する農地で、宅地や鉄軌道用地等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、住宅 1 棟 67.07 m²を建設することとなっており、全体の敷地に対

して建蔽率 22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は既存道路の側溝へ排出し、汚水は合併処理浄化槽を経て既存道路の側溝へ排出させる計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。石田学委員が本日欠席のため、事前に現地確認結果について報告を受けておりますので、代わりに事務局より説明をさせていただきます。

3月7日に石田推進委員と現地確認を行いました。申請地の北側は宅地、西側は道路、東側は線路、南側は畑となっていますが、おばあさんの畑ということで、特に問題ないと考えます。とのことでした。

申請番号 8 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 8 番、図面の No. 6 です。申請者は[]に本店を置き、自動車学校を営む方で、このたび太陽光発電による売電事業に参入するため、太陽光パネルを設置するための申請に及んだものです。申請地は[]から[]のところに位置する農地で、宅地や鉄軌道用地等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。事業計画は、2887 m²の土地に太陽光パネル 1 枚あたり 2.556 m²を 692 枚設置して発電し、発電能力は 247.5 k w で配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水は自然浸透させ、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、経済産業省の設備認定を受けていること、中部電力への接続検討も完了していること、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから許可相当と考えます。石田浩章委員、補足説明をお願いします。

石田委員

3月6日に三浦推進委員と現地確認を行いました。申請地は[]南側の田んぼで、北側は道路、西側は水路と道路、南側は非耕作の土地で、東側は畑になっており、申請地は現在は耕作されていません。申請地の周りの畑や道路より低くなって

おり、雨水は自然浸透で道路に流れるようになっており、また、周辺の農地や家などにも特に影響はないと思いました。以上です。

事務局

申請番号 9 番につきまして、賃借人の訂正がございましたので、差し替え用の別紙をご覧ください。資料は番号 9 番、図面は No. 7 です。賃借人は、マンション管理組合でこの度、駐車場を増設するための申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置する農地で、山林や宅地等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は 401 m²の土地にマンション所有者用 12 台、来客者用 3 台分の駐車場を設置する計画であり、配置計画からみても転用面積は適当と思われます。また、申請地は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させる予定であるため、周辺農地への影響は軽微であること、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。石田浩章委員補足説明をお願いします。

石田委員

これも 3 月 6 日に現地確認を行いました。申請地は国道[REDACTED]号の北側の畑で、西側はマンションの駐車場、南側は道路で、東側と北側が畑です。今は畑に何も作っていない状態で、周辺農地への影響も特にないと思いました。以上です。

事務局

申請番号 10 番について説明します。資料は議案書の 6 ページ、番号 10 番、図面は戻りまして No. 4 です。賃借人は、3 条の申請番号 10 番と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条申請で説明したとおり[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 280W、1.63 m²の太陽光パネルを 356 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 1044 m²のうち支柱部分 3.48 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が 94 株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約 145 c m、幅 100 c m となっております。2020 年に高濃度化成肥料過剰散布により弱ってしまった榊があり 20 本程度を植え替え、

その後は様子を見ながら、消毒・肥料・殺虫剤散布を行い、順調に生育していったそうですが、2022年5月にも10本の榊が弱っていたため、植え替えを行ったとのこと。今後も引き続き、消毒・殺虫剤散布を行い、収穫できるよう営農していく計画に対して、知見者からは問題ない旨意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。山本委員、補足説明をお願いします。

山本委員 3月5日に菅本推進委員と現地確認に行きました。更新ということなので、とりあえず法的には何の問題もない、先ほど説明があったように、育成管理をしていらっしゃるようなので、問題ないかと思います。

事務局 以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。
(質問がないか確認)

内山委員 私の方からいいですか。
[redacted]さんのところですが、以前一時転用したところですね。

石田委員 はい。一時転用が終わってから畑に戻すという条件だったわけで、もう持ち主が体を壊して畑をできないので、駐車場で[redacted]さんが貸してくれて、条件としてはちょうどよかったという感じです。

内山委員 既存の駐車場と併用して使うということですね。

事務局 そうですね。既存の駐車場が休日になると車があふれてしまい、路上駐車などの問題になっている部分もあったので、駐車場を確保したいという要望が強くあり、今回拡張の申請となりました。

議長(会長) 一応確認ですけども、他にはよろしいですか。
ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします

す。全員の賛成によりまして、議案第 10 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 11 号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書 8 ページをご覧ください。公告予定が 3 月 20 日の農用地利用集積計画について説明いたします。利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計 21 筆、29047 m²の新規であります。

次に、議案書の 11 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 4 筆あります。県の農業振興公社が 4352 m²の農地を 4 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、 にお住いの さんと に本社を置く株式会社 に分配を予定するものです。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 11 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書 13 ページをご覧ください。

報告事項第 8 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 2 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 15 ページをご覧ください。報告事項第 9 号について、農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 2 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 16 ページをご覧ください。報告事項第 10 号について、耕作目的変更による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書

類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 17 ページをご覧ください。報告事項第 11 号について、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長（会長） ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

（質疑なし）

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局 次回の定例会は、4 月 14 日（金）午後 2 時からで、会場は防災センター 2 階となります。

（その他連絡事項）

議長（会長） 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 3 月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 30 分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内 山 吉 朗

委 員 河 邊 勝 彦

委 員 高 須 俊 夫

